

## 鹿 児 島 県 公 報

平成25年 2 月 8 日（金）第2879号



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定例発行日（毎週火、金）  
定価 送料共1箇月2,650円

## 目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

## 告 示

- 鹿児島県児童手当県負担金交付要綱を廃止する要綱（※）  
（青少年男女共同参画課取扱い） 1
- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定（介護福祉課取扱い） 2
- 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定（介護福祉課取扱い） 2
- 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定（介護福祉課取扱い） 2
- 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定（4件）（障害福祉課取扱い） 2
- 口永良部地区特定漁港漁場整備事業計画の変更案の縦覧（漁港漁場課取扱い） 3
- 中甕地区特定漁港漁場整備事業計画の変更案の縦覧（漁港漁場課取扱い） 4
- 県営土地改良事業の工事の完了（3件）（農地整備課取扱い） 4
- 土砂災害警戒区域の指定（砂防課取扱い） 4
- 土砂災害特別警戒区域の指定（砂防課取扱い） 5
- 歳入の収納事務の委託（2件）（建築課取扱い） 5
- 道路の位置指定（北薩地域振興局取扱い） 5

## 公 告

- 大規模小売店舗の新設に関する公告（商工政策課取扱い） 6
- 一般競争入札公告（水産振興課取扱い） 7
- 競争入札の参加者の資格に関する公告（3件）（県立病院課取扱い） 9
- 一般競争入札公告（5件）（県民健康プラザ鹿屋医療センター取扱い） 15  
（県立始良病院取扱い） 18  
（県立薩南病院取扱い） 23  
（県立北薩病院取扱い） 26

## 告 示

## 鹿児島県告示第105号

鹿児島県児童手当県負担金交付要綱を廃止する要綱を次のように定めた。

平成25年 2 月 8 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県児童手当県負担金交付要綱を廃止する要綱

鹿児島県児童手当県負担金交付要綱（昭和47年鹿児島県告示第214号）は、廃止する。

附 則

- この要綱は、平成25年 2 月 8 日から施行し、平成24年 4 月 1 日から適用する。
- 平成24年 3 月以前の月分の児童手当法の一部を改正する法律（平成24年法律第24号）第1条の規定による改正前の児童手当法（昭和46年法律第73号）第8条第1項に規定する児童手当、同法附則第7条第1項に規定する児童手当に相当する給付及び同法附則第8条第1項に規定する同法附則第7条第1項の給付に準じた給付の支給に要する費用に係る県負担金については、廃止前の鹿児島県児童手当県負担金交付要綱第2条、第3条第3項、第4条第4項、第6条、第7条、第8条第2項及び第3項、第9条並びに第10条の規定は、なおその効力を

有する。

### 鹿児島県告示第106号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者として指定した。

平成25年2月8日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ひまわり在宅ケアステーション	鹿屋市寿五丁目22番25号	株式会社GOUHARA	鹿屋市寿五丁目22番25号	郷原 隆博	平成25年2月1日	訪問介護
訪問介護事業所 龍樹	曾於市大隅町中之内4674番地2	社会福祉法人笠木福祉会	曾於市大隅町中之内4674番地2	中根 賢明	平成25年2月1日	訪問介護

### 鹿児島県告示第107号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者として指定した。

平成25年2月8日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
居宅介護支援事業所ひまわり	鹿屋市寿五丁目22番25号	株式会社GOUHARA	鹿屋市寿五丁目22番25号	郷原 隆博	平成25年2月1日	居宅介護支援
左右会介護支援センター	志布志市志布志町志布志二丁目28番12号	医療法人左右会	志布志市志布志町志布志一丁目11番12号	橋口 渡	平成25年2月1日	居宅介護支援

### 鹿児島県告示第108号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者として指定した。

平成25年2月8日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ひまわり在宅ケアステーション	鹿屋市寿五丁目22番25号	株式会社GOUHARA	鹿屋市寿五丁目22番25号	郷原 隆博	平成25年2月1日	介護予防訪問介護
訪問介護事業所 龍樹	曾於市大隅町中之内4674番地2	社会福祉法人笠木福祉会	曾於市大隅町中之内4674番地2	中根 賢明	平成25年2月1日	介護予防訪問介護

### 鹿児島県告示第109号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

平成25年2月8日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

病院 又は 診療所		指定年月日	自立支援医療の種類
名称	所在地		
医療法人財団浩誠会霧島杉安	霧島市霧島田口2143番地	平成25年	精神通院医療

病院		2月1日	
----	--	------	--

## 鹿児島県告示第110号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

平成25年2月8日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

薬 局		指定年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	所 在 地		
ふれんど薬局	始良市加治木町新生町130番地3	平成25年 2月1日	育成医療・更生医療

## 鹿児島県告示第111号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

平成25年2月8日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

薬 局		指定年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	所 在 地		
マハロ薬局	鹿児島市中央町4-34ヨシマツビル501号	平成25年 2月1日	精神通院医療
たまごと調剤薬局	鹿児島市草牟田2-28-10	平成25年 2月1日	精神通院医療
オカリナ調剤薬局	始良郡湧水町恒次1693番地6	平成25年 2月1日	精神通院医療
クラリネット調剤薬局	始良市加治木町仮屋町2番1	平成25年 2月1日	精神通院医療

## 鹿児島県告示第112号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

平成25年2月8日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

薬 局		指定年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	所 在 地		
フジ薬局	薩摩川内市東向田町3番9号	平成25年 2月1日	精神通院医療
たにやま中央薬局	鹿児島市谷山中央五丁目14番地19号1F	平成25年 2月1日	精神通院医療

## 鹿児島県告示第113号

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第17条第10項の規定により口永良部地区特定漁港漁場整備事業計画（平成19年9月11日鹿児島県公報第2324号登載）を変更したいので、当該特定漁港漁場整備事業計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該特定漁港漁場整備事業計画の変更の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に対し意見書を提出することができる。

平成25年2月8日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

## 1 縦覧期間

平成25年2月8日から同月27日まで

## 2 縦覧場所

鹿児島県商工労働水産部漁港漁場課及び熊毛支庁屋久島事務所建設課並びに屋久島町役場建設課

## 鹿児島県告示第114号

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第17条第10項の規定により中甑地区特定漁港漁場整備事業計画（平成19年9月11日鹿児島県公報第2324号登載）を変更したいので、当該特定漁港漁場整備事業計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該特定漁港漁場整備事業計画の変更の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に対し意見書を提出することができる。

平成25年2月8日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

## 1 縦覧期間

平成25年2月8日から同月27日まで

## 2 縦覧場所

鹿児島県商工労働水産部漁港漁場課及び北薩地域振興局建設部甑島支所並びに薩摩川内市上甑支所産業建設課

## 鹿児島県告示第115号

土地改良事業県営経営体育成基盤整備（区画整理）飯隈地区の工事は、平成23年3月17日に完了した。

平成25年2月8日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

## 鹿児島県告示第116号

土地改良事業県営経営体育成基盤整備（区画整理）川路地区の工事は、平成23年3月28日に完了した。

平成25年2月8日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

## 鹿児島県告示第117号

土地改良事業県営シラス対策（農業用排水施設整備）中部地区の工事は、平成24年5月21日に完了した。

平成25年2月8日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

## 鹿児島県告示第118号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成25年2月8日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土 砂 災 害 警 戒 区 域 の 名 称
急傾斜地の崩壊	天城町	急・新田配田1，急・新港1，急・大前1及び急・神里1
土石流	天城町	土・シギヤウ1及び土・新田配田1

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び大島支庁徳之島事務所建設課に備え置いて縦覧に供する。）

**鹿児島県告示第119号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

平成25年2月8日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域 の 名 称
急傾斜地の崩壊	天城町	急・新田配田1，急・新港1，急・大前1及び急・神里1
土石流	天城町	土・新田配田1

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び大島支庁徳之島事務所建設課に備え置いて縦覧に供する。）

**鹿児島県告示第120号**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、歳入の収納の事務を次のとおり委託した。

平成25年2月8日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 歳入の種類  
鹿児島市に存する県営住宅に係る住宅使用料
- 委託の相手方  
鹿児島市新屋敷町16番228号  
財団法人鹿児島県住宅・建築総合センター
- 委託期間  
平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

**鹿児島県告示第121号**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、歳入の収納の事務を次のとおり委託した。

平成25年2月8日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 歳入の種類  
鹿児島市以外（離島を除く。）に存する県営住宅に係る住宅使用料
- 委託の相手方  
鹿児島市平之町8番29号  
南和産業グループ 代表団体 株式会社南和産業
- 委託期間  
平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

**北薩地域振興局告示第4号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成25年2月8日

北薩地域振興局長 前田哲志

指定年月日	申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名	関係土地の地名及び地番	道路の幅員	道路の延長
平成24年	出水市文化町374	出水市今釜町708番	4.00メートル～	40.11メートル

8月30日	番地 有限会社パインヒル不動産 代表取締役 松岡信幸	4	6.00メートル	
-------	-------------------------------------	---	----------	--

## 公 告

### 大規模小売店舗の新設に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の新設について届出があったので、関係書類を平成25年2月8日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、平成25年2月8日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成25年2月8日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
（仮称）ハードオフ・オフハウス鹿児島東開町店  
鹿児島市東開町字東開3番40号
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
  - (1) 大規模小売店舗を設置する者  
株式会社ありがとうサービス 代表取締役社長 井本雅之  
愛媛県今治市八町西三丁目6番30号
  - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者  
株式会社ありがとうサービス 代表取締役社長 井本雅之  
愛媛県今治市八町西三丁目6番30号
- 3 大規模小売店舗の新設をする日  
平成25年9月22日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
1,458平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の位置及び収容台数  
建物北側 58台
  - (2) 駐輪場の位置及び収容台数  
第1駐輪場 建物東側 11台  
第2駐輪場 建物北側 7台
  - (3) 荷さばき施設の位置及び面積  
建物北側 25平方メートル
  - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量  
建物東側 19立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
ア 開店時刻 午前10時  
イ 閉店時刻 午後11時
  - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前9時30分から午後11時30分まで
  - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

- 2 箇所 建物敷地北側及び東側
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前9時から午後10時まで
- 7 届出年月日  
平成25年1月21日

.....  
一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、船舶の売却について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

平成25年2月8日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

## 1 入札に付する物件

## 船舶

種 別	汽船（第3種漁船）
船 質	軽合金
従前の用途	漁業指導取締船
総 ト ン 数	131トン
主機関出力	ジーゼル 2,780馬力×2基
進 水 年 月	平成4年8月
船舶検査証書有効期間	平成27年10月1日まで
主 要 設 備	G P S 航法装置

## 2 入札に付する物件の案内

- (1) 入札に付する物件（以下「入札物件」という。）は、平成25年2月13日（水）から鹿児島港中央港区（旧南港区）岸壁に係留するので、現況をできるだけ調査の上、入札に参加すること。
- (2) 入札物件の船内への案内の期日及び時間は、平成25年2月13日（水）及び同月14日（木）のそれぞれ午前9時から午後5時までとする。
- (3) 入札物件について説明を受けたい者は、鹿児島県商工労働水産部水産振興課漁業監理係（電話099-286-3439）へ問い合わせること。

## 3 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 次のアからケまでのいずれにも該当しない者であること。

なお、資格要件確認のため、鹿児島県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 役員等が、暴力団員であると認められる法人又は個人

エ 暴力団又は暴力団員が、その経営に実質的に関与している法人又は個人

オ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している法人又は個人

カ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人又は個人

キ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している法人又は個人

ク 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している法人又は個人

ケ アからクまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする法人又は個人

## 4 入札の方法等

(1) 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、一般競争入札説明書（以下「入札説明書」という。）による。

(2) 入札に参加しようとする者は、平成25年3月19日（火）午後5時までに、次の部局に入札参加申込みをしなければならない。

鹿児島県商工労働水産部水産振興課漁業監理係  
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

(3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成25年3月21日（木）午後1時

イ 場所 鹿児島県庁（行政庁舎10階）漁業調整委員会室  
鹿児島市鴨池新町10番1号

## 5 入札説明書の交付期間及び交付場所

(1) 交付期間 平成25年2月8日（金）から同年3月19日（火）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

(2) 交付場所 鹿児島県商工労働水産部水産振興課漁業監理係（行政庁舎10階）  
鹿児島市鴨池新町10番1号

## 6 契約条項を示す期間及び場所

5の(1)及び(2)に同じ。

## 7 入札保証金

入札に参加しようとする者は、入札説明書に定める方法により、入札当日の入札執行前に見積もる契約金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

(1) 入札に参加しようとする者が入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

(2) 入札に参加しようとする者が、過去2箇年の間に国（公団及び独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

## 8 入札の無効

次の(1)から(9)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) 入札参加申込みをしていない者の入札

(3) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札

(4) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札

(5) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札

(6) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札

(7) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札

(8) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札

(9) 送付、電報又は電送の方法による入札

## 9 落札者の決定方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格以上の価格で最高の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

## 10 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、鹿児島県商工労働水産部水産振興課



漁業監理係に記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

11 契約保証金

契約担当者が指定する日時までに、入札説明書に定める方法により、契約金額の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。

なお、契約保証金は、契約履行後還付する。

- (1) 契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
  - (2) 契約の相手方が、過去2箇年の間に国（公団及び独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの契約に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- 12 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び問合せ先

鹿児島県商工労働水産部水産振興課漁業監理係  
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577  
電話番号 099-286-3439

競争入札の参加者の資格に関する公告

平成25年度において、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、当該調達契約に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格等について、次のとおり公告する。

平成25年2月8日

鹿児島県立病院事業管理者 福元俊孝

1 調達をする物品等の種類

県民健康プラザ鹿屋医療センターで使用する電気

2 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) 物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱（昭和52年鹿児島県告示第166号。以下「資格審査要綱」という。）に基づく知事の入札参加資格審査を受け、入札参加資格を有すると認められた者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第2号に規定する一般電気事業者又は同項第8号に規定する特定規模電気事業者であること。
- (4) 次のアからケまでのいずれにも該当しない者であること。

なお、資格要件確認のため、鹿児島県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 役員等（資格審査要綱第1条の2第4号に規定する役員等をいう。以下同じ。）が、暴力団員であると認められる法人又は個人

エ 暴力団又は暴力団員が、その経営に実質的に関与している法人又は個人

オ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している法人又は個人

カ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人又は個人

キ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している法人又は個人

ク 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している法人又は個人

ケ アからクまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする法人又は個人

- (5) 調達をする物品等の特質により、(1)から(4)までに規定する資格以外に必要な資格を定めることがある。

### 3 入札参加資格審査の申請の方法，時期等

#### (1) 申請の方法

所定の入札参加資格審査申請書に次に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により提出するものとする。

ア 所定の営業概要書

イ 登記事項証明書（法人の場合に限る。）

ウ 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないことを証する書類（個人の場合に限る。）

エ 納税証明書

(ア) 消費税について未納の税額がないことの証明書

(イ) 鹿児島県の県税（同県税が課税されていない者で県外に主たる営業所を有するものにあつては、主たる営業所の所在地の都道府県税）について未納の税額がないことの証明書

オ 印鑑証明書

カ 財務諸表（法人にあつては申請書を提出する直前の期末における貸借対照表及び損益計算書，個人にあつては申請書を提出する年の前年分の所得税確定申告書の写し）

キ その他知事が必要と認める書類

#### (2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先

鹿児島県出納局管財課調達係

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

電話番号 099-286-3826

#### (3) 申請書類の受付期間

平成25年2月8日から同年3月8日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が競争入札に間に合わないことがある。

#### (4) 入札参加資格審査を受けることができない者

次のアからキまでのいずれかに該当する者は、入札参加資格審査を受けることができない。

ア 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者

イ 資格審査要綱第6条第1項又は第2項の規定により入札参加資格を取り消され、その処分の日から2年を経過していない者

ウ 電気事業法第2条第1項第2号に規定する一般電気事業者又は同項第8号に規定する特定規模電気事業者でない者

エ 営業開始後1年を経過していない者又は営業を停止し、若しくは休止した者で営業再開後1年を経過していないもの

オ 暴力団

カ その役員等が、次のいずれかに該当する法人又は個人

(ア) 暴力団員

(イ) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者

(ウ) 暴力団又は暴力団員に対していかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に

- 暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (イ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (ロ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している者
- キ 暴力団又は暴力団員が、その経営に実質的に関与している法人又は個人
- (5) 入札参加資格審査結果の通知  
入札参加資格審査結果の通知書を郵便により送付する。
- (6) 申請書類の作成において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨とする。
- 4 入札参加資格の有効期間  
入札参加資格を取得した日から平成26年9月30日までとする。
- 5 競争入札の公示の方法  
競争入札を行う場合は、鹿児島県公報により公告する。

.....

競争入札の参加者の資格に関する公告

平成25年度において、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、当該調達契約に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格等について、次のとおり公告する。

平成25年2月8日

鹿児島県県立病院事業管理者 福元俊孝

- 1 調達をする物品等の種類  
県立薩南病院で使用する電気
- 2 競争入札に参加する者に必要な資格
- (1) 物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱（昭和52年鹿児島県告示第166号。以下「資格審査要綱」という。）に基づく知事の入札参加資格審査を受け、入札参加資格を有すると認められた者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第2号に規定する一般電気事業者又は同項第8号に規定する特定規模電気事業者であること。
- (4) 次のアからケまでのいずれにも該当しない者であること。
- ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- ウ 役員等（資格審査要綱第1条の2第4号に規定する役員等をいう。以下同じ。）が、暴力団員であると認められる法人又は個人
- エ 暴力団又は暴力団員が、その経営に実質的に関与している法人又は個人
- オ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している法人又は個人
- カ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人又は個人
- キ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している法人又は個人
- ク 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している法人又は個人
- ケ アからクまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする法人又は個人

- (5) 調達をする物品等の特質により、(1)から(4)までに規定する資格以外に必要な資格を定めることがある。

### 3 入札参加資格審査の申請の方法、時期等

#### (1) 申請の方法

所定の入札参加資格審査申請書に次に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により提出するものとする。

ア 所定の営業概要書

イ 登記事項証明書（法人の場合に限る。）

ウ 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないことを証する書類（個人の場合に限る。）

エ 納税証明書

(ア) 消費税について未納の税額がないことの証明書

(イ) 鹿児島県の県税（同県税が課税されていない者で県外に主たる営業所を有するものにあつては、主たる営業所の所在地の都道府県税）について未納の税額がないことの証明書

オ 印鑑証明書

カ 財務諸表（法人にあつては申請書を提出する直前の期末における貸借対照表及び損益計算書、個人にあつては申請書を提出する年の前年分の所得税確定申告書の写し）

キ その他知事が必要と認める書類

#### (2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先

鹿児島県出納局管財課調達係

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

電話番号 099-286-3826

#### (3) 申請書類の受付期間

平成25年2月8日から同年3月8日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が競争入札に間に合わないことがある。

#### (4) 入札参加資格審査を受けることができない者

次のアからキまでのいずれかに該当する者は、入札参加資格審査を受けることができない。

ア 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者

イ 資格審査要綱第6条第1項又は第2項の規定により入札参加資格を取り消され、その処分の日から2年を経過していない者

ウ 電気事業法第2条第1項第2号に規定する一般電気事業者又は同項第8号に規定する特定規模電気事業者でない者

エ 営業開始後1年を経過していない者又は営業を停止し、若しくは休止した者で営業再開後1年を経過していないもの

オ 暴力団

カ その役員等が、次のいずれかに該当する法人又は個人

(ア) 暴力団員

(イ) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者

(ウ) 暴力団又は暴力団員に対していかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(エ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(オ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用

している者

キ 暴力団又は暴力団員が、その経営に実質的に関与している法人又は個人

- (5) 入札参加資格審査結果の通知  
入札参加資格審査結果の通知書を郵便により送付する。
- (6) 申請書類の作成において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨とする。
- 4 入札参加資格の有効期間  
入札参加資格を取得した日から平成26年 9 月30日までとする。
- 5 競争入札の公示の方法  
競争入札を行う場合は、鹿児島県公報により公告する。

.....  
競争入札の参加者の資格に関する公告

平成25年度において、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、当該調達契約に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格等について、次のとおり公告する。

平成25年 2 月 8 日

鹿児島県立病院事業管理者 福元俊孝

- 1 調達をする物品等の種類  
県立北薩病院で使用する電気
- 2 競争入札に参加する者に必要な資格
  - (1) 物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱（昭和52年鹿児島県告示第166号。以下「資格審査要綱」という。）に基づく知事の入札参加資格審査を受け、入札参加資格を有すると認められた者であること。
  - (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 4 の規定に該当しない者であること。
  - (3) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第 2 条第 1 項第 2 号に規定する一般電気事業者又は同項第 8 号に規定する特定規模電気事業者であること。
  - (4) 次のアからケまでのいずれにも該当しない者であること。  
なお、資格要件確認のため、鹿児島県警察本部に照会する場合がある。
  - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第77号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - ウ 役員等（資格審査要綱第 1 条の 2 第 4 号に規定する役員等をいう。以下同じ。）が、暴力団員であると認められる法人又は個人
  - エ 暴力団又は暴力団員が、その経営に実質的に関与している法人又は個人
  - オ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している法人又は個人
  - カ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人又は個人
  - キ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している法人又は個人
  - ク 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用して関与している法人又は個人
  - ケ アからクまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする法人又は個人
- (5) 調達をする物品等の特質により、(1)から(4)までに規定する資格以外に必要な資格を定めることがある。
- 3 入札参加資格審査の申請の方法、時期等

## (1) 申請の方法

所定の入札参加資格審査申請書に次に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により提出するものとする。

ア 所定の営業概要書

イ 登記事項証明書（法人の場合に限る。）

ウ 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないことを証する書類（個人の場合に限る。）

エ 納税証明書

（ア）消費税について未納の税額がないことの証明書

（イ）鹿児島県の県税（同県税が課税されていない者で県外に主たる営業所を有するものにあつては、主たる営業所の所在地の都道府県税）について未納の税額がないことの証明書

オ 印鑑証明書

カ 財務諸表（法人にあつては申請書を提出する直前の期末における貸借対照表及び損益計算書、個人にあつては申請書を提出する年の前年分の所得税確定申告書の写し）

キ その他知事が必要と認める書類

## (2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先

鹿児島県出納局管財課調達係

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

電話番号 099-286-3826

## (3) 申請書類の受付期間

平成25年2月8日から同年3月8日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が競争入札に間に合わないことがある。

## (4) 入札参加資格審査を受けることができない者

次のアからキまでのいずれかに該当する者は、入札参加資格審査を受けることができない。

ア 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者

イ 資格審査要綱第6条第1項又は第2項の規定により入札参加資格を取り消され、その処分の日から2年を経過していない者

ウ 電気事業法第2条第1項第2号に規定する一般電気事業者又は同項第8号に規定する特定規模電気事業者でない者

エ 営業開始後1年を経過していない者又は営業を停止し、若しくは休止した者で営業再開後1年を経過していないもの

オ 暴力団

カ その役員等が、次のいずれかに該当する法人又は個人

（ア）暴力団員

（イ）自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者

（ウ）暴力団又は暴力団員に対していかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

（エ）暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

（オ）暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している者

キ 暴力団又は暴力団員が、その経営に実質的に関与している法人又は個人

## (5) 入札参加資格審査結果の通知

入札参加資格審査結果の通知書を郵便により送付する。

- (6) 申請書類の作成において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨とする。
- 4 入札参加資格の有効期間  
入札参加資格を取得した日から平成26年 9 月30日までとする。
- 5 競争入札の公示の方法  
競争入札を行う場合は、鹿児島県公報により公告する。

……………  
一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第 1 項の規定により、物品等の購入について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

平成25年 2 月 8 日

県民健康プラザ鹿屋医療センター院長 日高史郎

1 入札に付する事項

- (1) 購入をする物品等の名称  
県民健康プラザ鹿屋医療センターで使用する電気
- (2) 購入をする物品等の数量  
年間予想使用電力量 2,843,000キロワットアワー
- (3) 購入をする物品等の特質等  
入札説明書による。
- (4) 需要場所  
入札説明書による。
- (5) 供給期間  
平成25年 4 月 1 日から平成26年 3 月31日まで

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 競争入札の参加者の資格に関する公告（平成25年 2 月 8 日鹿児島県公報第2879号登載）により示した県民健康プラザ鹿屋医療センターで使用する電気の購入に係る知事の入札参加資格審査を受け、入札参加資格を有すると認められた者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第 2 条第 1 項第 2 号に規定する一般電気事業者又は同項第 8 号に規定する特定規模電気事業者であること。
- (4) 供給開始日から送電をすることが可能である者であること。
- (5) 次のアからケまでのいずれにも該当しない者であること。

なお、資格要件確認のため、鹿児島県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第77号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 役員等（物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱（昭和52年鹿児島県告示第 166号）第 1 条の 2 第 4 号に規定する役員等をいう。以下同じ。）が、暴力団員であると認められる法人又は個人

エ 暴力団又は暴力団員が、その経営に実質的に関与している法人又は個人

オ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している法人又は個人

カ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人又は個人

キ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している法人又は個人

ク 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している法人又は個人

ケ アからクまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする法人又は個人

### 3 入札の方法等

#### (1) 入札書の記載

ア 入札金額は、年間予想使用電力量に対応する総価（以下「参考総価比較額」という。）を見積もることとし、入札書には、参考総価比較額並びに1月ごとの1キロワット当たりの基本料金及び1月ごとの使用電力量1キロワットアワー当たりの単価等を記載すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された参考総価比較額に当該参考総価比較額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 入札書に記載する各単価に1銭未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとし、割引率又は加算率があるときは、小数点以下第5位の数字を切り捨てるものとする。

#### (2) 入札書の提出場所

県民健康プラザ鹿屋医療センター総務課  
鹿屋市札元一丁目8番8号 郵便番号 893-0013

#### (3) 入札書の提出方法

(2)の提出場所に持参し、又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により送付すること（郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。）。

#### (4) 入札書の提出期限

平成25年3月28日午後5時15分（郵便又は信書便により送付する場合は、同期限までに必着のこと。）

#### (5) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成25年3月29日午後2時  
イ 場所 県民健康プラザ鹿屋医療センター講堂（2階）

#### (6) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限

(2)及び(4)に同じ。

### 4 契約条項を示す場所及び期限

3の(2)及び(4)に同じ。

### 5 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

### 6 入札保証金及び契約保証金

#### (1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札書の提出期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。



イ 入札に参加しようとする者が、過去2箇年の間に国（公団及び独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

- (2) 契約保証金  
免除する。

#### 7 入札の無効

次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札  
(2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札  
(3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札  
(4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札  
(5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札  
(6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札  
(7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札  
(8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

#### 8 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

#### 9 最低制限価格

設定しない。

#### 10 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から2日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

#### 11 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

県民健康プラザ鹿屋医療センター総務課  
鹿屋市札元一丁目8番8号 郵便番号 893-0013  
電話番号 0994-42-5101  
ファックス番号 0994-44-3944

#### 12 その他

- (1) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。  
(2) この入札に係る契約は、平成25年4月1日に確定する。

#### 13 SUMMARY

- (1) NATURE AND QUANTITY OF THE PRODUCTS TO BE PURCHASED:  
Electricity to be used in Kanoya Medical Center Citizens' Health Plaza  
(2) DELIVERY PERIOD:  
From 1 April 2013 through 31 March 2014  
(3) DELIVERY PLACE:  
Specified in the tender explanation form  
(4) TIME LIMIT FOR TENDER:  
5:15 p.m. 28 March 2013  
(5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:  
Kanoya Medical Center Citizens' Health Plaza  
1-8-8 Fudamoto, Kanoya City, Kagoshima Prefecture 893-0013 Japan  
TEL 0994-42-5101  
FAX 0994-44-3944

## 一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、物品等の購入について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

平成25年2月8日

県立始良病院長 上山健一

## 1 入札に付する事項

- (1) 購入をする物品等の名称  
県立始良病院で使用する電気
- (2) 購入をする物品等の数量  
年間予想使用電力量 1,389,504キロワットアワー
- (3) 購入をする物品等の特質等  
入札説明書による。
- (4) 需要場所  
入札説明書による。
- (5) 供給期間  
平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

## 2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱（昭和52年鹿児島県告示第166号）に基づく知事の入札参加資格審査を受け、入札参加資格を有すると認められた者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第2号に規定する一般電気事業者又は同項第8号に規定する特定規模電気事業者であること。
- (4) 供給開始日から送電をすることが可能である者であること。
- (5) 次のアからケまでのいずれにも該当しない者であること。

なお、資格要件確認のため、鹿児島県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 役員等（物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱（昭和52年鹿児島県告示第166号）第1条の2第4号に規定する役員等をいう。以下同じ。）が、暴力団員であると認められる法人又は個人

エ 暴力団又は暴力団員が、その経営に実質的に関与している法人又は個人

オ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している法人又は個人

カ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人又は個人

キ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している法人又は個人

ク 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している法人又は個人

ケ アからクまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする法人又は個人

## 3 入札の方法等

## (1) 入札書の記載

ア 入札金額は、年間予想使用電力量に対応する総価（以下「参考総価比較額」という。）を見積もることとし、入札書には、参考総価比較額並びに1月ごとの1キロワット当たりの基本料金及び1月ごとの使用電力量1キロワットアワー当たりの単価等を記

載すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された参考総価比較額に当該参考総価比較額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 入札書に記載する各単価に1銭未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとし、割引率又は加算率があるときは、小数点以下第5位の数字を切り捨てるものとする。

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成25年3月29日午後2時

イ 場所 県立始良病院第一会議室（2階）

(3) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限

(ア) 交付場所 県立始良病院経営課

(イ) 交付期限 平成25年3月21日午後5時

4 契約条項を示す場所及び期限

3の(3)のイに同じ。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札説明書に定める期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去2箇年の間に国（公団及び独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

(2) 契約保証金

免除する。

6 入札の無効

次の(1)から(9)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札

(3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札

(4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札

(5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札

(6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札

(7) 送付、電報又は電送の方法による入札

(8) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札

(9) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

## 7 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

## 8 最低制限価格

設定しない。

## 9 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から2日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

## 10 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

県立始良病院経営課

始良市平松6067番地 郵便番号 899-5652

電話番号 0995-65-3138

ファックス番号 0995-65-8044

## 11 その他

この入札に係る契約は、平成25年4月1日に確定する。

## 一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、役務の調達について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

平成25年2月8日

県立始良病院長 上山健一

## 1 入札に付する事項

## (1) 調達をする役務の名称

県立始良病院の患者給食調理等業務 一式

## (2) 調達をする役務の特質等

入札説明書による。

## (3) 履行期間

平成25年4月1日から平成28年3月31日まで

なお、契約は、地方自治法第234条の3及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17に規定する長期継続契約に該当するものであることから、契約書に「翌年度以降において、歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約は解除することができる」旨の条件付き解除条項を付記する。

## (4) 履行場所

県立始良病院

## 2 入札に参加する者に必要な資格

## (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

## (2) 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第9条の10に規定する基準に適合している者又は患者給食業務について財団法人医療関連サービス振興会による医療関連サービスマークの認定を受けている者であること。

## (3) 過去3箇年の間に、鹿児島県内の病院において、1年間以上の継続した患者給食の調理業務を履行した実績を有する者であること。

## (4) 営業を停止し、又は休止した者で営業を再開したものにあっては、営業再開後2年を経過しているものであること。

## (5) 次のアからケまでのいずれにも該当しない者であること。

なお、資格要件確認のため、鹿児島県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 役員等が、暴力団員であると認められる法人又は個人

- エ 暴力団又は暴力団員が、その経営に実質的に関与している法人又は個人
- オ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している法人又は個人
- カ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人又は個人
- キ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している法人又は個人
- ク 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用して法人又は個人
- ケ アからクまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする法人又は個人

### 3 入札参加資格の審査等

- (1) 入札に参加しようとする者は、所定の入札参加資格審査申請書に次に掲げる書類を添付して提出し、入札参加資格審査（以下「資格審査」という。）を受けなければならない。ただし、役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成14年鹿児島県告示第1481号）に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を有すると認められた者（入札参加資格の効力を停止されているものを除く。）は、その限りでない。

ア 所定の営業概要書

イ 登記事項証明書（法人の場合に限る。）

ウ 入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないことを証する書類（個人の場合に限る。）

エ 納税証明書

(ア) 消費税について未納の税額がないことの証明書

(イ) 鹿児島県の県税（同県税が課税されていない者で県外に主たる営業所を有するものにあつては、主たる営業所の所在地の都道府県税）について未納の税額がないことの証明書

オ 印鑑証明書

カ 財務諸表（法人にあつては申請書を提出する直前の期末における貸借対照表及び損益計算書、個人にあつては申請書を提出する年の前年分の所得税確定申告書の写し。）

キ その他知事が必要と認める書類

- (2) 提出場所及び提出期限

ア 提出場所 鹿児島県出納局管財課調達係  
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577  
電話番号 099-286-3826

イ 提出期限 平成25年2月18日午後5時

- (3) 資格審査の結果

資格審査の結果は、平成25年2月22日までに書面により通知する。

- (4) 提出書類に関する説明

資格審査を受けるために書類を提出した者（以下「提出者」という。）は、提出された書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

- (5) その他

ア 提出書類の作成に要する経費は、提出者の負担とする。

イ 提出された書類は、返却しない。

### 4 入札の方法等

- (1) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (2) 入札及び開札の日時及び場所
- ア 日時 平成25年 2 月28日午前10時
- イ 場所 県立始良病院第一会議室（2階）  
始良市平松6067番地
- (3) 入札説明書
- ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。
- イ 入札説明書の交付場所及び交付期限
- ㊦ 交付場所 県立始良病院総務課
- ㊧ 交付期限 平成25年 2 月27日午後 5 時
- 5 契約条項を示す場所及び期限  
4 の(3)のイに同じ。
- 6 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金  
見積もる契約金額の100分の 5 以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札説明書に定める期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
- なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。
- ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 入札に参加しようとする者が、過去 2 箇年の間に国（公団及び独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (2) 契約保証金  
免除する。
- 7 入札の無効  
次の(1)から(9)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。
- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 2 以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札
- (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- (4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札
- (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
- (6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- (7) 送付、電報又は電送の方法による入札
- (8) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
- (9) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札
- 8 落札者の決定の方法  
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- 9 最低制限価格  
設定しない。
- 10 契約書案の提出  
落札者は、落札決定通知を受けた日から 5 日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

- 11 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先  
県立始良病院総務課  
始良市平松6067番地 郵便番号 899-5652  
電話番号 0995-65-3138  
ファックス番号 0995-65-8044

## 12 その他

この入札に係る契約は、平成25年 4 月 1 日に確定する。

## 一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第 1 項の規定により、物品等の購入について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

平成25年 2 月 8 日

県立薩南病院長 古川重治

## 1 入札に付する事項

- (1) 購入をする物品等の名称  
県立薩南病院で使用する電気
- (2) 購入をする物品等の数量  
年間予想使用電力量 1,802,448キロワットアワー
- (3) 購入をする物品等の特質等  
入札説明書による。
- (4) 需要場所  
入札説明書による。
- (5) 供給期間  
平成25年 4 月 1 日から平成26年 3 月31日まで

## 2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 競争入札の参加者の資格に関する公告（平成25年 2 月 8 日鹿児島県公報第2879号登載）により示した県立薩南病院で使用する電気の購入に係る知事の入札参加資格審査を受け、入札参加資格を有すると認められた者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第 2 条第 1 項第 2 号に規定する一般電気事業者又は同項第 8 号に規定する特定規模電気事業者であること。
- (4) 供給開始日から送電をすることが可能である者であること。
- (5) 次のアからケまでのいずれにも該当しない者であること。

なお、資格要件確認のため、鹿児島県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第77号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 役員等（物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱（昭和52年鹿児島県告示第 166号）第 1 条の 2 第 4 号に規定する役員等をいう。以下同じ。）が、暴力団員であると認められる法人又は個人

エ 暴力団又は暴力団員が、その経営に実質的に関与している法人又は個人

オ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している法人又は個人

カ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人又は個人

キ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している法人又は個人

ク 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している法人又は個人

ケ アからクまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする法人又は個人

### 3 入札の方法等

#### (1) 入札書の記載

ア 入札金額は、年間予想使用電力量に対応する総価（以下「参考総価比較額」という。）を見積もることとし、入札書には、参考総価比較額並びに1月ごとの1キロワット当たりの基本料金及び1月ごとの使用電力量1キロワットアワー当たりの単価等を記載すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された参考総価比較額に当該参考総価比較額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 入札書に記載する各単価に1銭未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとし、割引率又は加算率があるときは、小数点以下第5位の数字を切り捨てるものとする。

#### (2) 入札書の提出場所

県立薩南病院経営課

南さつま市加世田高橋1968番地4号 郵便番号 897-1123

#### (3) 入札書の提出方法

(2)の提出場所に持参し、又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により送付すること（郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。）。

#### (4) 入札書の提出期限

平成25年3月28日午後5時15分（郵便又は信書便により送付する場合は、同期限までに必着のこと。）

#### (5) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成25年3月29日午後2時

イ 場所 県立薩南病院小会議室（2階）

#### (6) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限

(2)及び(4)に同じ。

#### (7) 入札説明会の開催日時及び場所

ア 日時 平成25年2月22日午後2時

イ 場所 県立薩南病院小会議室（2階）

### 4 契約条項を示す場所及び期限

3の(2)及び(4)に同じ。

### 5 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

### 6 入札保証金及び契約保証金

#### (1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札書の提出期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。



ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去2箇年の間に国（公団及び独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

- (2) 契約保証金  
免除する。

#### 7 入札の無効

次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札  
(2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札  
(3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札  
(4) 入札要件の判明できない入札書，入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札  
(5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札  
(6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札  
(7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札  
(8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

#### 8 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

- 9 最低制限価格  
設定しない。

#### 10 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から2日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

#### 11 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

県立薩南病院経営課

南さつま市加世田高橋1968番地4号 郵便番号 897-1123

電話番号 0993-53-5300

ファックス番号 0993-53-6764

#### 12 その他

- (1) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。  
(2) この入札に係る契約は、平成25年4月1日に確定する。

#### 13 SUMMARY

- (1) NATURE AND QUANTITY OF THE PRODUCTS TO BE PURCHASED:  
Electcity to used in Kagoshima Prefectural Satsunan Hospital  
(2) DELIVERY PERIOD:  
From 1 April 2013 through 31 March 2014  
(3) DELIVERY PLACE:  
Specified in the tender explanation form  
(4) TIME LIMIT FOR TENDER:  
5:15 p.m. 28 March 2013  
(5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:  
Kagoshima Prefectural Satsunan Hospital

1968-4 Kaseda Takahashi, Minamisatsuma City, Kagoshima Prefecture 897-1123 Japan  
TEL 0993-53-5300  
FAX 0993-53-6764

.....  
一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、物品等の購入について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

平成25年2月8日

県立北薩病院長 高橋浩一

1 入札に付する事項

- (1) 購入をする物品等の名称  
県立北薩病院で使用する電気
- (2) 購入をする物品等の数量  
年間予想使用電力量 1,638,472キロワットアワー
- (3) 購入をする物品等の特質等  
入札説明書による。
- (4) 需要場所  
入札説明書による。
- (5) 供給期間  
平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 競争入札の参加者の資格に関する公告（平成25年2月8日鹿児島県公報第2879号登載）により示した県立北薩病院で使用する電気の購入に係る知事の入札参加資格審査を受け、入札参加資格を有すると認められた者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第2号に規定する一般電気事業者又は同項第8号に規定する特定規模電気事業者であること。
- (4) 供給開始日から送電をすることが可能である者であること。
- (5) 次のアからケまでのいずれにも該当しない者であること。

なお、資格要件確認のため、鹿児島県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 役員等（物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱（昭和52年鹿児島県告示第166号）第1条の2第4号に規定する役員等をいう。以下同じ。）が、暴力団員であると認められる法人又は個人

エ 暴力団又は暴力団員が、その経営に実質的に関与している法人又は個人

オ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している法人又は個人

カ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人又は個人

キ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している法人又は個人

ク 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用して関与している法人又は個人

ケ アからクまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする法人又は個人

3 入札の方法等

## (1) 入札書の記載

ア 入札金額は、年間予想使用電力量に対応する総価（以下「参考総価比較額」という。）を見積もることとし、入札書には、参考総価比較額並びに1月ごとの1キロワット当たりの基本料金及び1月ごとの使用電力量1キロワットアワー当たりの単価等を記載すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された参考総価比較額に当該参考総価比較額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 入札書に記載する各単価に1銭未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとし、割引率又は加算率があるときは、小数点以下第5位の数字を切り捨てるものとする。

## (2) 入札書の提出場所

県立北薩病院経営課

伊佐市大口宮人502番地4 郵便番号 895-2526

## (3) 入札書の提出方法

(2)の提出場所に持参し、又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書郵便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により送付すること（郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。）。

## (4) 入札書の提出期限

平成25年3月28日午後5時15分（郵便又は信書便により送付する場合は、同期限までに必着のこと。）

## (5) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成25年3月29日午後1時30分

イ 場所 県立北薩病院講堂（2階）

## (6) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限

(2)及び(4)に同じ。

## 4 契約条項を示す場所及び期限

3の(2)及び(4)に同じ。

## 5 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

## 6 入札保証金及び契約保証金

## (1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札説明書に定める期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去2箇年の間に国（公団及び独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこと

となるおそれがないと認められるときに限る。）。

(2) 契約保証金

免除する。

7 入札の無効

次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札

(3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札

(4) 入札要件の判明できない入札書，入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札

(5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札

(6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札

(7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札

(8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

8 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

9 最低制限価格

設定しない。

10 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から2日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

11 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

県立北薩病院経営課

伊佐市大口宮人502番地4 郵便番号 895-2526

電話番号 0995-22-8511

ファックス番号 0995-22-6783

12 その他

(1) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

(2) この入札に係る契約は、平成25年4月1日に確定する。

13 SUMMARY

(1) NATURE AND QUANTITY OF THE PRODUCTS TO BE PURCHASED:

Electricity to be used in Kagoshima Prefectural Hokusatsu Hospital

(2) DELIVERY PERIOD:

From 1 April 2013 through 31 March 2014

(3) DELIVERY PLACE:

Specified in the tender explanation form

(4) TIME LIMIT FOR TENDER:

5:15 p.m. 28 March 2013

(5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:

Kagoshima Prefectural Hokusatsu Hospital

502-4 Okuchimiyahito, Isa City, Kagoshima Prefecture 895-2526 Japan

TEL 0995-26-8511

FAX 0995-26-6783